

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

社会常任委員会

委員長 上野 崇之

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第41号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 集団生活が苦手な子どもなどに対して保育の選択肢を広げる観点から、これまで国家戦略特別区域のみで認められていた3歳から5歳までの児童限定の小規模保育事業の実施が全国で可能となった。なお、市内にはこの改正が適用される事業所はない。
- 2 多様なニーズを抱えた子どもの増加に伴い、保育現場における受入体制の確保及び支援の充実が重要となっていることから、新たに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を1人に限り保育士とみなすことが可能となった。
- 3 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日に施行されることに伴い、義務対象施設・事業では、児童に対する性暴力を未然に防止し、児童を適切に保護するため、支配性、継続性、閉塞性のある環境のもと児童と接する業務に従事する者に係る犯罪事実確認等の安全確保措置等を講じることが必要となる。

【意見】

(賛成意見)

・集団生活を送ることが苦手な子どもが増加している社会状況に対応するための制度であり、きめ細やかな保育を充実させる施策であることから賛成する。ただし、みなし保育士に対しても、保育士と同等もしくはそれに近い形で研修・補助等の充実をお願いしたい。また、子ども性暴力防止法の施行に伴う園での手続き等について、できる限りの相談対応や説明の機会を設けるなど、園の負担を軽減する支援を要望する。

・子どもたちを性暴力から守るための対策の強化や多様な専門職の知識や経験を保育現場で生かせるようにする内容が盛り込まれており、子どもの安全確保と一人一人に応じた保育支援の充実につながる改正であることから賛成する。これまで子どもと接する機会がなかった専門職もいる可能性があることから、現場で働く専門職が安心して子どもたちを支えられる環境づくりを期待する。

(反対意見)

・子ども性暴力防止法の施行に伴う安全確保措置等が盛り込まれたことは評価する。しかし、保健師、看護師、准看護師に加えて理学療法士などもみなし保育士として含めるということは、現状の保育士不足が深刻である現れではないかと考える。国家資格である保育士の専門性を大切にしつつ、今ある保育所や子ども園に加配することが質の高い保育を確保することになるということを指摘する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。